

兵庫工業会と武庫川女子大学における 包括連携協力協定に基づく具体的な連携事項

1 連携事項

(1) 地域産業の活性化を担う人材の育成及び地域産業への就業の促進

- ・武庫川女子大学（以下武庫川女子大学短期大学部も含むものとする。）が開講するものづくりに関わる授業等の講師として、兵庫工業会は会員企業の経営者・技術者の派遣等による協力
- ・武庫川女子大学における学生及び卒業生の兵庫県内ものづくり企業等への就業の促進
- ・兵庫工業会による武庫川女子大学の学生のインターンシップ先として、会員企業の国内外の工場等での受け入れ協力
- ・兵庫工業会が主催する研修、セミナー等の講師として、武庫川女子大学の教員・研究者の派遣等による協力

(2) 目的達成のための相互交流、連携促進事業

- ・武庫川女子大学の教育・研究現場を兵庫工業会会員企業の経営者・技術者による見学等
- ・兵庫工業会会員企業の工場等の武庫川女子大学の教員・研究者による見学、課題の相談、改革の提案等

(3) 兵庫工業会会員企業のニーズの発掘及び武庫川女子大学への情報提供等

(4) 武庫川女子大学の持つ研究シーズの兵庫工業会会員企業への周知

(5) 武庫川女子大学の教員・研究者による兵庫工業会会員企業の技術相談、技術開発支援、創業支援、販路開拓支援

2. 連携協力窓口の設置

連携協力に係る窓口は、以下の通りとする。

- (1) 武庫川女子大学教育研究社会連携推進室（TEL：0798-45-9854）
- (2) 公益社団法人兵庫工業会 総務部（TEL：078-361-5667）